

嘱託登記申請に伴う相談・申請手続きは お任せください！！

—公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会—

官公署等が行う嘱託登記業務を支援しています。

①公共嘱託登記の受託機関として、県内で唯一認められた法人

- 法人の設立は1986年です。2013年に一般社団法人から公益社団法人に組織変更し、地域の発展等に寄与する体制を充実し活動しています。
- 官公署等からの受託件数・金額は次のとおり、近年実績を伸ばしています。

	受託件数	受託金額（千円）
令和1年度	23カ所	42,901
令和2年度	30カ所	44,646

②法律の専門知識を有する司法書士で組織した団体

- 当協会は、県下全域にわたり法律の専門知識を有する150名ほどの社員で組織され、処理体制を整えています。

③社会に役立つ活動の推進（SDGSの取り組み）

- SDGSへの取り組みでは、国の法律に基づく長期相続等未了土地解消作業に3年に亘り従事し、円滑な公共事業推進の礎となるよう公益活動を継続しています。

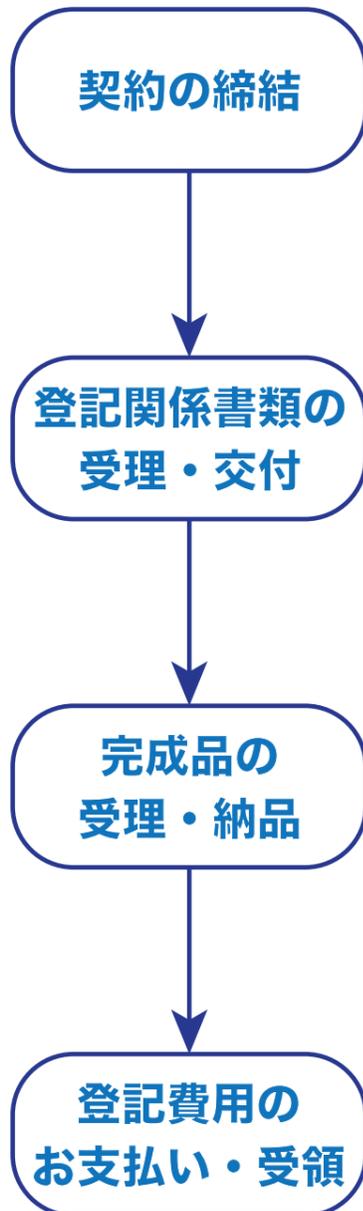
④業務の遂行は迅速・適正・ローコスト

- 当協会の最大のセールスポイントは、集団処理による即応体制にあります。業務量が多くとも、迅速・適正に業務を遂行します。
- 当協会は、国土交通省中央用地対策連絡協議会のガイドライン報酬を基準に受託を行っております。官公署における経費節減や複雑な嘱託書類作成に対応するために当協会をぜひご活用ください。

⑤受託処理体制は万全・安心

- 受託契約から完成に至るまで一貫した責任ある処理体制を構築しています。更に、万一の場合に備え専門事業者賠償責任保険に加入し、万全の体制を整えています。

嘱託登記処理の流れ



1. 公共嘱託登記業務委託契約の締結

- ・協会事務局が、国土交通省中央用地対策連絡協議会のガイドライン報酬に基づき見積書を作成、提出
- ・合意後、契約締結

2. 嘱託登記の実際

- ・発注者から嘱託登記に必要な書類を受理（登記発注書、登記原因証明情報、全部事項証明書、委任状、公用謄本等取得申請書など）
- ・協会事務局が登記担当司法書士（当協会社員）へ関係書類を交付
- ・担当司法書士による委託登記手続
- ・担当司法書士が、協会事務局へ完成品を送付
- ・協会事務局から、発注者へ完成品を納品

3. 登記費用の支払い

- ・協会事務局が、発注者に完成品、登記発注業務完了通知書及び請求書を交付
- ・登記費用を受領

**嘱託登記に関するお悩みごとは
メールなども活用いただき
お気軽にご相談ください**

お問合せ-----
公益社団法人 埼玉県公共嘱託登記司法書士協会
〒330-0063
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
電話番号：048-864-1363
Email：s.koushoku@ec2.technowave.ne.jp

「法チュン」
埼玉司法書士会
公式キャラクター

